

必ず解決できます！

現在、国の消費者金融の利用者は1400万人を超え、そのうち200万人を超える人々が返済困難な多重債務状態にあると言われています。

こうした状況に対応するため、政府は平成21年頃を目途として、多重債務の原因となる高金利の是正や、借りすぎ防止のため、年収の3分の1を超える借入を禁止する総量規制の導入を柱とした貸金業法等の改正を行いました。この改正により、新たな多重債務者の発生は抑えられることが期待されています。

しかし、すでに多重債務を抱えている者にとっては、窮乏をしのぐ返済のための借入れが困難になり、ヤミ金融に手を出してしまうことも考えられます。借金は必ず解決できます。勇気を出して相談してください。

すぐに返せる

最初はほんの少しだけ

「今月は不意の出費が続いて生活費が少し苦しい」「遊ぶお金が足りない……」

最初の借入れは少額で確実に返せていたものが、収入減や安易な利用で返済が困難になり、返済のための借金を重ねているうちに、借金が雪だるま式に増えていく。他人事のように思えるかもしれませんが誰でも多重債務者になる危険性はあるのです。

多重債務におちいると、業者の督促におびえ、返済のことで頭がいっぱいになり、冷静な判断が出来なくなってしまう。

勇気を出して相談に

「家族には内緒にしたい、職場にも知られたくない」それでは、問題は一向に解決しません。多重債務の解決にはありえないのです。債務者は返済に追われ正常な判断が出来なくなっています。こんなときこそ相談する勇気が必要です。そんな時近づいてくるのが高金利で貸し付けを行うヤミ金融業者です。ここで借金をしてしまうと、法外な金利ゆえに返済はますます困難となり、さらに脅迫まがいの督促に苦しめられることになってしまいます。

「家族には内緒にしたい、職場にも知られたくない」それでは、問題は一向に解決しません。多重債務の解決にはありえないのです。債務者は返済に追われ正常な判断が出来なくなっています。こんなときこそ相談する勇気が必要です。そんな時近づいてくるのが高金利で貸し付けを行うヤミ金融業者です。ここで借金をしてしまうと、法外な金利ゆえに返済はますます困難となり、さらに脅迫まがいの督促に苦しめられることになってしまいます。



要なのです。

悩んでいる間にも借金はふくらんでいきます。少しでも早く知識のある人や市の相談窓口など信頼できる機関に相談してください。どんな多額の借金も必ず解決できるので

解決のために

「自分の借金はいつたいたいから残っているのだろう」

借金を重ねるうちに、いつ、どこから、いくら借りて金利はいくらか、返済はいくらして残りはいくらかがわからなくなってしまうことがあります。まず、借金リストを作りましょう。消費者金融からの借金の履歴については「全国信用情報センター連合会」に加盟している各情報センターに本人が直接開示請求すれば借金の状況を確認することができますのでご利用ください。

債務がはつきりしたら次の4つの方法で解決が可能です。

【任意整理】

裁判所などの公的機関を利用せずに貸金業者などと話し合い、利息制限法に基づいて借金の減額などの交渉をし、そのうえで返済計画を作成します。多くの場合弁護士など法律の専門家に依頼します。

【特定調停】

債務者本人が簡易裁判所に調停申立てをすると、調停委員が借りの側と貸す側の間に入り、和解交渉をあっせんしてくれます。合意すると返済計画を作成します。専門家に依頼しない分経費が安く済みます。

【個人版民事再生】

負債総額が5000万円以下で、定期収入が見込める場合、借金の一部の返済計画案を作り、裁判所に認めてもらったうえで計画通りに返済が終われば残りの借金が免除されるといいます。自己破産と違い、住宅を維持しながら債務整理ができます。手続きが複雑なため弁護士など法律の専門家に依頼します。

【自己破産】

どうしても返済ができな



5月は消費者月間です

多重債務は

い、将来の収入をあてても返済の見通しが立たない場合の最後の選択肢が自己破産です。裁判所に申立て、審理を経て認められると、借金の返済が免除されます。ただし、ギャンブルや浪費などが原因の場合は免除されないこともあります。また、破産後7年間は再度の免責が受けられません。

借金の問題が解決しても、これまでと同じ生活をしていては、また同じことを繰り返してしまわないとも限りません。この機会に生活を見直し新たな出発のチャンスとしてください。

市の相談窓口

本庁市民生活課、各支所住民課で多重債務相談を受け付けています。担当が相談を受けた後、弁護士・司法書士に引き継ぎます。弁護士・司法書士との1回目の相談については無料となりますので、安心して相談にお越しください。なお、相談の際には債務についての資料をご持参ください。

【法律相談】
毎月第2木曜日(先着順・上野ふれあいプラザ/上野中町)と第4火曜日(予約制・上野を除く各支所を巡回)に

弁護士による法律相談を開設しています。(祝日を除く)

【サラ金・クレジット相談】
毎月第4木曜日に司法書士による相談(予約制)を上野ふれあいプラザで開設しています。

いずれの相談も本庁市民生活課または各支所住民課へお尋ねください。また、本紙毎月15日号でも案内していますのでご確認ください。

法テラス三重

市が開設する窓口以外では「法テラス三重」(津市丸之内) 050-3383-5470でも多重債務についての相談な

どにに応じてもらえます。

また、法テラスでは「民事法律扶助」という制度があり、経済的に困っている方に、無料で法律相談を受けてもらい、その後の弁護士・司法書士費用を立替えてもらうことも可能ですので、ぜひご利用ください。



多重債務者にならないための5つのポイント

- ①ローンもクレジットも借金です。利用は計画的に。
- ②それは本当にいま必要なお金(もの)ですか? もう一度考えてみてください。
- ③その借金は返済できる範囲内ですか? 収入と必要な生活費を思い出してください。
- ④金利はいくらか調べましたか。
- ⑤借金返済のための借金は絶対しない。

相談機関一覧

- 伊賀市役所
 - 本庁市民生活課市民生活係 ☎22-9638
 - 伊賀支所住民課生活環境係 ☎45-9104
 - 島ヶ原支所住民課生活環境係 ☎59-2109
 - 阿山支所住民課生活環境係 ☎43-0333
 - 大山田支所住民課生活環境係 ☎47-1163
 - 青山支所住民課生活環境係 ☎52-3227
- 法テラス三重
 - 〒514-0033
 - 津市丸之内34-5 アクサ津ビル
 - ☎050-3383-5470(代表)
- 参考 個人信用情報確認先
 - 株式会社 中部レンダーズセンター
 - (全国信用情報センター連合会加盟情報センター)
 - 〒450-0002
 - 名古屋市中村区名駅3-24-14 LCビル7階
 - ☎052-541-6000